

「三重県ひきこもり支援推進計画」中間案に対する主なご意見と県の考え方(個人)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他:①～④に該当しないもの。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般 (副題、1頁、17頁 (6)、30頁、35頁)	表紙 1 17 30 35	「誰もが自分らしい生き方を選択できる社会」という文言は、「誰もが生きられる社会」に修正してほしい。	④	本計画の基本理念(めざす姿)では、ひきこもり当事者をはじめ県民の皆さんがさまざまな課題に直面してもいつでも安心して避難でき、そこからいつでもやり直せるような受け皿を増やしていくことにより、誰もが多様な価値観や生き方が認められ、希望をもって安心して暮らしていける社会をオール三重で再構築していこうという思いを込めており、その考え方を端的にあらわすため、「誰もが自分らしい生き方を選択できる社会」という表現を用いています。
2	第1章 1 計画策定の趣旨	1	原因やきっかけに「人間関係の悩み」を記載してしまうと、行政機関や支援機関が「人間関係の悩みぐらい誰にだってある」と問題を矮小化して捉え、実務に遅滞が生じる。	④	民生委員・児童委員へのアンケート調査結果によると、ひきこもりの状態になった経緯・きっかけについて、「人間関係がうまくいかなかった」と回答した割合が14.4%と、不明を除いて最も高くなりました。こうした結果を踏まえ、記載しています。
3	第1章 1 計画策定の趣旨	1	「少子高齢化や核家族化など社会構造の変化」は、背景として挙げられるべきでない。兄弟姉妹が多かろうと三世代同居であろうと生じうるもので、背景とはならない。	④	少子高齢化や核家族化の進展に伴い、地域住民が地域でつながり、支え合うという共助の意識や地域のコミュニティ機能が希薄化している状況を踏まえ、記載しています。
4	第1章 1 計画策定の趣旨	1	「人々の価値観の多様化」については、背景となっておらず、「人々の価値観の多様化が進まなかったこと」が、背景として挙げられるものである。	③	個人主義が台頭する中で、過剰な自己責任論や自助努力の考え方が広がっています。一方で、人を思いやる善意としての利他の考えが改めて注目されつつあります。また、就労関係では、成果を唯一の尺度とする「成果主義」や、生産性のみで人間の価値を測る「生産性至上主義」の考え方が広まり、勝ち組、負け組という言葉も生まれています。さらに、「おひとりさま」を助長するような風潮も生まれています。こうした状況を踏まえ、ここでは記載していますが、具体例を追記することとします。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	第1章 1 計画策定の趣旨	1	「地域のつながりが希薄化する中で地域が持つ課題解決力に頼ることもできず」という文言は、「自治会活性化も支援に繋がる取組になることになっています。」という制度や予算の趣旨外利用の契機となるので、削除されたい。	④	ひきこもり支援に資する社会資源が十分に整っておらず、既存の社会資源間の連携も十分ではない状況にあることから、このような表現を用いています。
6	第1章 1 計画策定の趣旨 2 計画の支援対象者	1 2	「従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の福祉サービスでは対応が難しく」と記載されているにもかかわらず、具体的な取組には三重県教委や三重県教育センターの取組が記載されている。対象年齢を15歳からにしているから、もしくは、不登校支援の延長線上の属性別のサービスを含めようとしているからである。そのため、本計画は子ども施策の対象者を含めず、生徒を除く18歳からに年齢を引き上げた上で、別個の計画として「不登校及び非進学に関する特化計画(通信制編入学を含む)」というふうに三重県が策定するとよい。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。不登校支援については、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整うよう進めています。さらに、今後、休学や中退者への支援についても進めていきます。
7	第1章 1 計画策定の趣旨	1	「これまで以上に深刻な課題に発展する可能性」は、「新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響」に伴うものではなく、「行政機関が新型コロナ支援をコロナの影響のあった事業者や労働者にのみ限定して支援した影響」に伴うものである。	④	新型コロナウイルスの感染拡大が収束する見通しが不明中、訪問支援や来所相談の減少、居場所・イベントの開催自粛、感染への不安等から、ひきこもり当事者が、ますます社会との接点をもちにくく、孤立する事例が生じています。また、経済的な影響による雇止めや休職等のため仕事を失い、外とのつながりをもてなくなる事例もあります。さらに、社会とのつながりをもつ意欲を持ち始めていた当事者がその意欲を減退させ、再びひきこもり状態に陥ってしまう事例もあります。こうした状況を踏まえ、ここでは記載しています。
8	第1章 1 計画策定の趣旨	1	「断らない相談支援」は、従前からずっと掲げ続けられていたにもかかわらず、形骸化して「断る相談支援」になっている現状がある。	④	重層的支援体制整備事業は、令和3年4月に創設された国の補助事業であり、市町において、①本人・世帯の属性、相談内容にかかわらず受け止める、断らない相談支援体制の整備、②就労支援や居住支援等社会参加に向けた支援、③住民同士が交流し、支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。今後とも、市町に対して本事業の活用を働きかけていきます。
9	第1章 1 計画策定の趣旨	1	取組が開始された県内5市町とは一体どこなのか、絶対に明記してほしい。	⑤	令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施している5市町は、伊勢市、鳥羽市、名張市、伊賀市、御浜町です。
10	第1章 1 計画策定の趣旨	1	本計画は特化した計画であると言いながら、不登校等支援を多く含んでいる。不登校等に関する箇所は、分離して特化してほしい。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。
11	第1章 1 計画策定の趣旨 注1	1	中高年を「子ども」と定義するのは、単純な人権侵害であるとともに、理解の妨げにしかならないので、直系卑属と変更されたい。「80代の直系尊属と50代の直系卑属」にしてはどうか。法律用語であるので問題はない。	⑤	学識経験者の見解を踏まえ、「80代の親と50代のひきこもりの子」を、「80代の親と50代の無職やひきこもり状態の子ども」に表現を見直します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
12	第1章 1 計画策定の趣旨 注2	2	行政機関が注釈に「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」を挙げると、思春期でない当事者に対する適切な理解を妨げてしまう。「社会的引きこもり」などの概念を含めて、より適切な注釈に改められたい。	④	現時点における国の公式見解として、ガイドラインにおける一般的なひきこもりの定義を記載しています。
13	第2章 1 (1)国の調査結果 (2) D.就職氷河期世代の実態調査結果	3 4 12	(以下「平成 28 年度報告書」という)及び(以下「平成 30 年度報告書」という)は、実態に即し、「若年層報告書」及び「中高年報告書」と変更してほしい。読み進めていく途中で、2年間で様変わりしたかのような印象を与えるべきでない。	④	「平成28年度報告書」および「平成30年度報告書」という表現で統一させていただきます。
14	第2章 1 (1)国の調査結果 ②性別	3	女性は、在宅介護の従事者が多くみられることから、男性と変わらないのではないかと分析されることがあるが、出典が明記されていない。また、計量社会学上、制度の狭間に陥り易いのは、レッグスと呼ばれる軽学歴男性である。さらに、三重県は女性就労のM字カーブを各種計画に既に明記していて、女性にのみふたこぶラクダのふたこぶ目があり、男性にはふたこぶラクダのふたこぶ目がないことも認識している。ゆえに、実際の割合においても、制度の狭間に置かれやすい男性が多いという結果になるのではないか。分析として、計量社会学上の分析も併記するだけでなく、学術上不確かなことを行政機関が述べるべきでない。	④	出典は、「中高年ひきこもり」(斎藤 環・三重県ひきこもり支援推進委員会委員、幻冬舎新書)、「中高年がひきこもる理由－臨床から生まれた回復へのプロセス－」(榎田智彦・臨床心理士、青春新書)等、学識経験者の見解を参考にしています。
15	第2章 1 (1)国の調査結果 ⑤就職した経験	4	行政の計画として、項目名を「⑤就労経験の有無」に改めてほしい。	④	国の報告書に基づいた項目として整理していることから、「就職した経験」を「働いた経験」に変更します。
16	第2章 1 (1)国の調査結果 ⑤就職した経験	4	「以上の結果から、ひきこもり状態にある方の6割以上は、就職した経験があるといえます。」と若年層と中高年を一括りにせず、「以上の結果から、ひきこもり状態にある若年層の6割以上に就労経験があり、ひきこもり状態にある中高年は、97%以上に就労経験があると言えます」と修正してほしい。	③	いただいたご意見を参考に、表現を見直します。
17	第2章 1 (2)県の実態調査結果 A.相談支援機関へのアンケート調査結果 ⑥ 当事者に対する支援等の内容	6	「社会参加を促進する事例が少ない状況にある」を、「相談に留まってしまう事例が多い状況にある」に修正してほしい。	③	いただいたご意見を参考に、表現を見直します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
18	第2章 1 (2) B.民生委員・児童委員へのアンケート調査結果 ④ ひきこもり状態になった経緯・きっかけ	8	不登校から始まる事例は10.8%であることから、「不登校から始まる事例が少なくないといえます」を「9割近くが不登校以外から始まっています」と修正したほうが適切である。	④	義務教育修了後、ひきこもり状態が不登校から続く事例が少なくないことを重く受け止め、不登校をきっかけにひきこもりの状態が長期化しないよう、しっかり取り組んでいく必要があると考えています。
19	第2章 1 (2) D.就職氷河期世代の実態調査結果 ①属性	12	属性分析が単純にわかりにくい。男女別で属性を示すなら、「専業主婦」と「専業主夫」の割合は出せるはずである。「専業主婦・主夫」と一緒にしないで、未婚男性、未婚女性、既婚男性、既婚女性の四属性で提示してほしい。	④	内閣府の「若者の生活に関する調査報告書」(平成28年(2016)年9月)及び「生活状況に関する調査報告書」(平成31年(2019)年3月)との比較のため、同報告書における属性分析に基づき、調査結果を記載しています。
20	第2章 1 (2) E.ひきこもり経験者・家族会への意見聴取	14 15	この意見聴取はいつ、どこで為されたものか。これらの意見については、あくまで参考資料で、本計画の本文中に記載すべき性質のものではない。別添参考資料とするべきものである。	④	本計画を実効性のあるものにするため、相談支援機関等へのアンケート調査とともに、ひきこもり経験者や当事者の家族の声をしっかり反映することが重要であると考えます。そこで、ひきこもり家族教室や家族会において紹介をいただき、ひきこもり経験者や当事者の家族からの意見を聴き取りました。
21	第2章 1 (2) E.ひきこもり経験者・家族会への意見聴取	14 15	当事者を審議会委員に選定せずに、当事者の意見を直接でなく間接で反映するよう、計画策定に臨んでいたにもかかわらず、県庁内で経験者に対する意見聴取を行っている。行政手続きとして、不透明かつ不適切ではないか。	④	本計画を実効性のあるものにするため、相談支援機関等へのアンケート調査とともに、ひきこもり経験者や当事者の家族の声をしっかり反映することが重要であると考えます。そこで、ひきこもり家族教室や家族会において紹介をいただき、ひきこもり経験者や当事者の家族からの意見を聴き取りました。
22	第2章 2 ひきこもり支援に係る現状と課題	16	ひきこもり経験者への意見聴取等を、現状と課題の整理に用いてはならない。家族会代表が審議会委員であるから、「支援団体やひきこもり経験者への意見聴取等」という文言を削除してほしい。	④	本計画を実効性のあるものにするため、相談支援機関等へのアンケート調査とともに、ひきこもり経験者や当事者の家族の声をしっかり反映することが重要であると考えます。そこで、ひきこもり家族教室や家族会において紹介をいただき、ひきこもり経験者や当事者の家族からの意見を聴き取りました。
23	第2章 2 (1)相談支援の充実・強化等	16	当事者に対して「相談支援機関に自ら相談に赴くことが難しく」と記載すると、自ら相談に赴いた当事者が、行政機関や相談支援機関の水際作戦で排除されてしまう。「自ら相談に赴く方が多くなく」と修正してほしい。	④	相談支援機関へのアンケート調査結果によると、ひきこもり当事者と相談支援機関が接触できていないケースが過半数を占めていることがわかりました。そこで、このような表現を用いています。
24	第2章 2 (6)ひきこもり状態を長期化させないための対応	17	「社会への不信感」を「ひきこもり状態が長期化する可能性」の要因とすると、行政機関がコンビニなどへの買い物を社会経済活動として見做していないことになる。「社会への不信感から」という文言を削除し、かつ、長期化の要因分析を再検討することを期待する。	③	いただいたご意見を参考に表現を見直します。 ひきこもり状態が長期化する背景は、少子高齢化や核家族化の進展、非正規雇用の増加など社会環境の変化、自己責任論や成果主義の広がり等人々の価値観の多様化が考えられます。このような状況の中で、ひきこもり当事者は対人関係に問題を抱え、社会や支援者に声をあげることができず、社会から孤立する状態が固定化してしまっていることが考えられます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
25	第2章 2 (6)ひきこもり状態を長期化させないための対応	17	不登校から始まっている事例は10%前後で、少なくはないが多くのない。また、不登校は既存の子ども施策に属するため、既存の枠組みの強化で対応できる。特化した計画なのに長期化防止のために「予兆」や「潜在的な当事者へのアプローチ」を記載すると、現在進行形で支援を必要とする方が後回しになる。さらに、不登校児童・生徒向けとして、予算が趣旨外利用されかねないという懸念材料となってしまう。そのため、「不登校及び非進学に関する特化計画(通信制編入学を含む)」の策定抜きに、「潜在的な当事者」について記載すべきでない。現在の問題は、「顕在的な当事者」への行政機関の後回し、たらい回し、事なかれである。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。不登校支援については、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整うように進めています。さらに、今後、休学や中退者への支援についても今後進めていきます。
26	第2章 2 (6)ひきこもり状態を長期化させないための対応	17	「一旦社会とつながっても再びひきこもり状態に陥ることのないよう」というように「先を急がない継続可能なアプローチ」を記載すると、専業主婦・主夫等のワンオペ育児さえ引きこもりだと定義してしまう懸念がある。三重県の計画なので、「就労のみを目的とした官製引き出し屋にならないよう検討を続ける必要があります。」と修正してほしい。	④	ひきこもり経験者から、「ひきこもり状態の時のほうが、支援者、社会とのつながりがあった。今は『外ごもり』といえる状態にある。働いていても、人や社会とつながっていない。ゴールは就職ではない。」という意見をいただきました。また、ひきこもり期間を何度も繰り返し経験されるケースもみられます。そのため、一旦社会とつながっても再びひきこもり状態に陥ることのないように、「先を急がない継続可能なアプローチ」を検討することが重要であると考えています。
27	第2章 2 (7)新型コロナウイルス感染症への対応	17	コロナについては、「支援の中断が無いように」といった視点だけでは足りない。	④	新型コロナウイルスの感染拡大が収束する見通しが不明中、訪問支援や来所相談の減少、居場所・イベントの開催自粛、感染への不安等から、社会とのつながりを持つ意欲を持ち始めていたひきこもり当事者とその意欲を減退させ、再びひきこもり状態に陥ってしまう事例があります。そのため、当事者への支援が中断されることのないよう、伴走型で継続的な支援を行っていく必要があると考えています。
28	第2章 3 支援機関とその役割 医療保健福祉分野 (2)市町ひきこもり相談窓口	18	県内の20市町については、その詳細を必ず述べてほしい。	⑤	20市町の内訳は、本計画に記載する内容ではないと考えます。20市町は、桑名市、熊野市、菰野町、川越町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町を除く市町です。
29	第2章 3 医療保健福祉分野 (7)～(15)	19～21	第1章「1 計画策定の趣旨」に「従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の福祉サービスでは対応が難しく」と述べられているにもかかわらず、なぜ従来の母子、高齢者、障がい者のサービスが記載されているのか。計画策定の趣旨との整合性が取れていない。	④	ひきこもり支援にあたっては、福祉、保健、医療、雇用、教育の分野を超えた切れ目のない包括的な支援体制を構築し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行っていく必要があります。
30	第2章 3 雇用分野	22	県内の地域若者サポートステーション(就職氷河期世代就労支援センター)やマイチャレ三重は、就労を急ぐ窓口そのもので、本計画との整合性が一切取れていない。就労を急ぐ委託事業者に過ぎず、距離的・人間的にのみならず事業者による姿勢によってアウトリーチが行われない。	④	地域若者サポートステーションやマイチャレ三重は、ひきこもり当事者のうち、とりわけ就労を望む方に対する支援において、一定の役割を担っていると考えています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
31	第2章 3 教育分野	22	教育分野は従来の子ども施策そのもので、本計画との整合性が取れていない。それだけではなく、教育分野が本計画に記載されることによって、未然防止の名目のもとで、本計画の予算の趣旨外利用が危惧される。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。不登校支援については、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整うように進めています。さらに、今後、休学や中退者への支援についても進めていきます。
32	第2章 3 その他支援機関 (1)民生委員・児童委員	23	民生委員・児童委員のなり手が不足してしまう現状は、権利意識や個人情報保護への意識の高まりなどにより相談支援が困難な状況にあることを原因とせず、個人情報の取り扱いなどを委員の自己責任に帰することを原因とする。	④	民生委員・児童委員のなり手が不足している主な原因は、少子高齢化等による地域のつながりの希薄化、権利意識や個人情報保護への意識の高まりなどにより、委員としての業務の増加や業務の複雑化等が考えられます。
33	第2章 3 その他支援機関 (2)民間支援団体	23 24	民間支援団体のうち、一団体のみの詳細を記載するのは、行政として不平等かつ不公正であるため、改善してほしい。また、教育関係の民間支援団体は、従来からある子ども施策そのものであるため、本計画の趣旨には沿っていない。	④	「みえオレンジの会」は、全国組織であるNPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の三重県支部として、長くひきこもり支援に取り組み、自助による運営をされていることから、参考情報として掲載しています。また、教育関係の民間支援団体についても、ひきこもり支援に連携して取り組んでいく必要があるため、計画に掲載しています。
34	第3章 基本的な考え方 1 基本理念 (めざす姿)	25	将来のめざす社会像について、「多様な生き方を選択し」を「多様な価値観や自分らしい生き方が認められ」に置き換えるほうがよい。	④	将来のめざす社会像には、「多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、希望をもって安心して暮らしていける社会をオール三重で再構築していこう」という思いを込めています。
35	第3章 2 基本方針 (1)ひきこもり支援の基本姿勢	26	「アイデンティティの脆弱さ、曖昧さ」を当事者に共通してみられるものと言い切ることがまず偏見である。国の定義では、アイデンティティに屈強さや堅実さが見られようと、学業もしくは就労と繋がっていない場合には当事者である。「みられます」と断言すると、そうではない当事者の取り残しになるため、絶対に断言してはならないのである。「見られることが多くあります」に必ず文言修正してほしい。	①	いただいたご意見を反映します。
36	第3章 2 (1)ひきこもり支援の基本姿勢	26	「社会から孤立し、権利の侵害や尊厳を損なわないように」と、日本語として違和感がある。「社会から孤立しないように、また、権利を侵害されたり、尊厳を損なったりする事態にならないように」のほうがいだろう。権利侵害の加害者予備群ではという偏見があるからこそ、慎重に文言修正してほしい。	①	いただいたご意見を反映します。
37	第3章 2 (1)ひきこもり支援の基本姿勢	26	行政機関が、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」を「不可欠とされています」と絶対に述べるべきではない。8050問題においては、80歳の方が亡くなった当事者を含むからである。親族が全て死んだ後の当事者も取り残さずに支援しなければ「誰一人取り残さない」に反する。	④	ひきこもり当事者を支援する際には、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」が不可欠であるとされています。こうした環境づくりを、家族だけではなく社会全体で進めていく必要があると考え、本計画の基本理念(めざす姿)に、その趣旨を込めています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
38	第3章 2 (1)ひきこもり支援の基本姿勢 (4段落目)	26	「まずは当事者支援が絶対のベースであり、当事者が直接の支援を望まない場合には、家族支援がベースとなる場合もあります。」に置き換えてほしい。また、「当事者の家族が全て死んだ後であろうとも支援を行わなければなりません。」という文言も必ず追記してほしい。	④	国のガイドラインに基づき、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて「ひきこもり支援マニュアル」を策定しています。 また、相談支援機関へのアンケート調査結果によると、ひきこもり当事者が相談支援機関と接触できていないケースが過半数を占めている状況にあります。こうしたことを踏まえ、記載しています。
39	第3章 2 (1)ひきこもり支援の基本姿勢 (5段落目)	26	「多様な生き方を選択し」という文言を削ってほしい。また、「最終的な目標は」の文末が「ことをめざしていく必要があります。」では、日本語として不自然なものとなる。「自らの意志で自分らしく生きていくことです」と、県の目標として言い切ったほうがよい。文末を「必要があります」に揃えたい場合には、「就労ありきではないため」と置き換えればよい。	③	本計画の基本理念(めざす姿)の考え方を踏まえ、多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、ひきこもり当事者が社会参加・活躍できる環境づくりを進めていきます。
40	第3章 2 (2)ひきこもりの支援段階	27	本計画は県の計画であるため、「国のガイドラインにおいて、、、区分しています」ではなく、「区分されています」である。	①	いただいたご意見を反映します。
41	第3章 3 基本的な取組の方向性(施策展開の柱) (5)社会参加支援	28	「当事者が自分らしい生き方を選択できるよう」を、「当事者が自分らしく生きていけるよう」に文言修正してほしい。	④	本計画の基本理念(めざす姿)の考え方を踏まえ、多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、ひきこもり当事者が社会参加・活躍できる環境づくりを進めていきます。
42	第3章 3 (2)対象者の状況把握・早期対応	28	「潜在的な当事者を含めた」や「教育相談」という文言には、制度関連予算が県によって趣旨外利用されるのではないかと感じるため、削除と修正をしてほしい。	⑤	「潜在的な当事者」は、不登校等により学校との関わりが希薄となり、社会的自立が困難な状況で、ひきこもり状態につながるものが懸念される方(15歳未満の方を含む)、今は支援を必要としないが、親亡き後等近い将来生活に支障が生じることが懸念される方等を想定しています。そのため、本計画の支援対象者について、「支援が必要になると予想される方」を追加します。
43	第3章 3 (3)家族支援 (4)当事者支援	28	当事者支援と家族支援の順番は、当事者支援を先にしてほしい。国のガイドラインで家族支援が先に定義されていても、県独自に、当事者から家族の順番になるように記載してほしい。	④	国のガイドラインに基づき、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて「ひきこもり支援マニュアル」を策定しています。 また、相談支援機関へのアンケート調査結果によると、ひきこもり当事者が相談支援機関と接触できていないケースが過半数を占めている状況にあります。 こうしたことを踏まえ、支援段階の順番を参考に記載しています。
44	第3章 3 (4)当事者支援	28	当事者支援において、「家族支援の次のステップに向けて」という文言は不要である。家族の生死にかかわらず、当事者支援は行われるべきものである。	①	いただいたご意見を踏まえ、この表現は削除します。
45	第3章 3 (5)社会参加支援	28	「自分らしい多様な生き方を選択できるよう」という文言は削除してほしい。	④	本計画の基本理念(めざす姿)の考え方を踏まえ、多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、ひきこもり当事者が社会参加・活躍できる環境づくりを進めていきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
46	第3章 4 施策展開にあたって重視すべき視点 (3)「ひきこもりを長期化させない」視点 (4)「DXの推進」の視点 (5)「専門的支援」と「側面支援」の視点	29	「長期化の防止」が県教育委員会に、「DXの推進」が総務部や雇用経済部に、「側面支援」が地域連携部や委託事業費にと、制度関連予算が趣旨外利用されてしまいかねないと感じるため、趣旨に沿った文言に改善してほしい。	④	「施策展開にあたって重視すべき視点」については、ひきこもり支援策を推進していくうえで、県、市町、支援機関が拠り所とする考え方です。
47	第4章 取組方向 1 情報発信・普及啓発	30	県における講演会の定期的な開催は、一方向型であることが多く、また形式上は双方向型になっていようと事実上の一方向型になることも多く、中々効果的な取組となっていない。少人数でのワークショップ型で、かつ講演会講師との直接の情報交換の時間を長く取るなどの効果的な取組となるように、形式・実態ともに強く改善してほしい。	③	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
48	第4章 2 対象者の状況把握・早期対応	30、 31	早期発見の名のもと、県教育委員会や県内市町教育委員会に予算の趣旨外利用をされる文言を入れるべきではない。それは別途不登校等支援の特化計画で記載すべきもので、本計画に入れるべき文言ではない。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。スクールソーシャルワーカーが学校の教職員と連携し、スクリーニングを進めていくことによって、支援を必要としている児童生徒に対して適切な支援が届けられるようにすることを目的として実施するものです。
49	第4章 3 家族支援	31 32	当事者の家族には、悪質な引き出し屋の依頼人になってしまうケースも見られるため、家族から相談を受けた場合に、という「待ち」の姿勢ではいけない。支援機関が「ひよっとしたら悪質な引き出し業者に依頼したのでは」という視点を持ち、消費者トラブルを解決するプッシュ型支援を行わなければ、当事者が苦役の強制を受けたり、暴行罪の被害者になったり、最悪の場合には傷害致死で死亡したりしてしまう。	③	三重県ひきこもり地域支援センターでは、家族への専門相談や家族教室を開催する中で、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を周知しています。また、三重県消費生活センターでは、相談者の契約に関するトラブルの解決に向け、相談内容に合わせた助言やあっせん、情報提供を行うことで、支援を行っています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
50	第4章 4 当事者支援	32	「県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究」や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、本計画の本文中に記載してしまうと、従来型の子ども施策そのものであるのに、かつ本計画にとって予算の趣旨外利用に他ならないものであるため、必ず削除してほしい。ただし、県教育委員会が不登校等の支援計画を別途策定された上で、その計画の中に記載してほしい。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。不登校支援に係る計画については、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整うように進めています。
51	第4章 5 社会参加支援 6 多様な担い手の育成・確保	33 34	計画策定の趣旨に反し、「子どもの居場所づくり」や教育センターの指導員を記載することに、制度の趣旨外利用を強く感じる。従来型で属性別の子ども施策そのものを、なぜこの箇所に入れるのか。本計画の対象年齢がおかしい。該当箇所は完全に削除した上で、不登校等支援計画に記載してほしい。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行う必要があると考えています。不登校支援については、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整うよう進めています。
52	第5章 計画の推進 1 多様な主体への期待	35 36	「多様な主体への期待」という項目名であるのに、「県民」がない。「家庭」と「地域」に含まれるものと考えます、といった事なかれ主義を持ち出すべきではない。必ず記載し、筆頭に記載してほしい。	④	多様な主体には、「県民」を対象に含めていますが、社会の構成員として「家庭」「地域」に含まれるものと考えています。
53	第5章 2 切れ目のない包括的な支援体制の構築 (2)支援体制の構築の方向性②	36	対象年齢の引き下げは、検討しなくてよい。制度の狭間が最重要であるのだから、未成年に対しては従来型の枠組みを強化して対応するのが基本となる。現段階では不足している専門相談機能を不登校に割くべきではない。不登校等は専門相談員を設けるだけでよい。	④	三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、現在、義務教育を修了した未成年者等の相談を受け、教育機関等と連携を図りながら、支援を実施していることから、支援対象年齢の引き下げについて、検討します。また、不登校支援の取組として、従来から実施しているスクールカウンセラーの配置事業についても時間増を進めており、教育相談員の配置も行っています。
54	第5章 2 (2)支援体制の構築の方向性④	36	広域支援機能は、2～3圏域では足りていない。県医療保健部の定めた医療圏域ごとに設けなければ、医療との連携を図る際の妨げとなる。	④	県と市町の連携を強化するため、相談支援体制が進んでいない郡部(町)を中心に、2～3圏域ごとに広域支援機能を設ける方向で取り組んでいきます。今後、市町をはじめ関係機関の意見もいただきながら、広域支援機能のあり方について具体的な検討を進めていきたいと考えています。
55	第5章 2 県における支援体制の基本的な考え方(イメージ図)	37	総合教育センターや教育支援センターは、属性別支援機関そのものなので、本計画における対象年齢の再検討をした上で削除してほしい。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援に取り組んでいく必要があると考えています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
56	第5章 4 計画の進行管理 <計画全体の目標>	38	「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合は必ず上昇する。目標として掲げても良い効果が見られることはない。	④	この目標は、本計画の「3年後の目標(めざす姿)」を踏まえ、計画全体を包括する数値目標として設定しました。目標達成に向けて、さまざまな関係機関で構成する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」の機能を拡充し、さらなる連携強化を図りながら、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制づくりを進めていきます。
57	第5章 4 <計画全体の目標>	38	計画全体の目標として最も重要なのは、ひきこもりの状態から復帰した人を「知っている」方の割合である。現状の6.0%から30%前後以上に引き上げなければならない。	④	ひきこもり支援において、ひきこもり状態から社会に復帰することは重要であるものの、その課題の困難さから、必要な支援につながり続ける、伴走型支援も重要であると考えています。
58	第5章 4 <6つの取組方向ごとの目標(モニタリング指標)>	39	不登校に関する目標は、不登校等支援計画を別途策定し、その計画に移管してほしい。制度の狭間への支援をめざす本計画の目標として不適當である。	④	不登校の状況にある全ての児童生徒がひきこもりになるものではありませんが、本計画に記載のとおり、ひきこもり状態が不登校から続く事例も少なからずあります。制度の狭間をつくらないためにも、不登校児童生徒が将来的なひきこもりとならず、社会的自立を果たすため、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが重要であることから、教育が担う役割として不登校支援を行うことが必要であると考えています。

「三重県ひきこもり支援推進計画」中間案に対する主なご意見と県の考え方(市町)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他:①～④に該当しないもの。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		<p>○ひきこもりの問題点が記載されていない点 本計画には、ひきこもりの定義が記載されているだけで、ひきこもりの何が問題なのかが記載されていない。 同時期に作成されている「ギャンブル等依存症対策推進計画」「アルコール健康障害対策推進計画」には問題点が記載されている。行政がひきこもり支援推進計画を作成する背景には、ひきこもりには行政が支援しなければならない問題点があるからである。 ひきこもりには「生活困窮」「家庭内暴力」「自殺」「孤独死」「犯罪」「未治療の障害・疾患」といった問題がある。問題を解決し未然に防ぐために支援が必要であるということを記載してほしい。 ひきこもり支援を推進していくためには、無関心な人(県民・支援者)に関心を持ってもらう必要がある。そのためには、ひきこもりにはどのような問題があるのかを本計画を読んだ人がわかるようにする必要がある。</p>	④	<p>「ひきこもりに至る原因やきっかけは多種多様で、いじめ、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等さまざまな事情が関係しています。また、ひきこもりは、少子高齢化や核家族化の進展、非正規雇用の増加など社会環境の変化、自己責任論や成果主義の広がり等人々の価値観の多様化を背景に、いわゆる「8050問題」に象徴されるように複雑化・複合化、長期化、高齢化等深刻な課題を抱えています。」として、原因、背景、問題点について一定表現しています。 なお、「家庭内暴力」や「犯罪」という表現は、ひきこもりに対するマイナスイメージや偏見を助長するもので、ここではなじまないものと考えます。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2	全般		<p>○予防について記載されていない点 本計画には、ひきこもりの予防について記載されていない。 同時期に作成されている「ギャンブル等依存症対策推進計画」「アルコール健康障害対策推進計画」には予防について記載されている。 ギャンブル依存、アルコール依存でも予防は大切であるが、ひきこもりにおいても予防はとても大切である。 ひきこもりの予防では「ひきこもりの予防のための知識の普及啓発」だけでなく、「予防のための学校での不登校いじめ対策」「予防のための職場での違法労働パワハラ等対策」が重要になる。 また、雇用保険加入者は離職時には必ずハローワークに行くため、ハローワークの支援機関としての役割も大切になる。 本計画には不登校について記載されている箇所があるが、いじめ対策や違法労働パワハラ等対策については一切記述がない。学校と職場は、ひきこもり予防の車の両輪である。ぜひとも記載してほしい。 P4、P5、P8の「ひきこもりになったきっかけ」では、いずれも学校と職場でうまくいかなかったことがきっかけでひきこもりになったという回答が過半数を占めており、学校と職場での対応がとても大切であることがわかる。私が直接関わったケースでも、学校や職場でのイジメをきっかけにひきこもり状態になったと複数の方から聞いた。 P14「ひきこもり経験者の声」でも、「外ごもり」という表現を使い社会復帰後も苦しんでいることがわかる。社会復帰した後も苦しむことになるという点からも、ひきこもり対策では予防こそが最も重要であると判断できる。 「令和3年度第1回三重県ひきこもり推進委員会概要」には、有識者から予防という言葉が不適切であるかのような指摘がされているが、予防という言葉は不適切ではない。予防の意味は「悪い事態の起こらないように前もって防ぐこと」であり、病気に限定されない。不登校でも予防という言葉は使われている。 予防という言葉を使えないがために、本計画に予防についての記載が抜けており、わかりにくいものになっている。</p>	④	<p>「ひきこもりの未然防止」視点は重要であると考えますが、主旨を正しく伝えないと、本計画の基本理念(めざす社会像)で示したとおり、「いつでも『小休止』してもいい、ひきこもったまま生きていてもいい」というメッセージを否定することになり、マイナスイメージを植えつけてしまうおそれがあることから、整合性を図れないと考えます。 そのため、第3章「4 施策展開にあたって重視すべき視点」(3)『ひきこもり状態を長期化させない』視点」として、潜在的な当事者へのアプローチや、先を急がない継続可能なアプローチなどの視点を重視することとしています。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	全般		<p>○ひきこもりに関する啓発で予防の視点が欠如している点 P17「2 ひきこもり支援に係る現状と課題 (4)ひきこもりに関する理解促進」 >地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が根強く存在している P30「第4章 取組方向 1 情報発信・普及啓発 ○ひきこもりに関する正しい理解の促進」 >・県民の皆さんのひきこもりに対する誤解や偏見を解消するため、 P26「2 基本方針」(1)ひきこもり支援の基本姿勢」 >○ひきこもりに対する誤解や偏見(本人の甘え、怠け、怖い、親の育て方が悪いなど)により、ひきこもり当事者やその家族が社会から孤立し、権利の侵害や尊厳を損なわないように配慮する必要があります。 と記載しているが、ひきこもりに対してマイナスイメージがあるのは当然のことである。ひきこもりがマイナスであるから公的支援が必要になり、本計画を作成することになったのではないか。マイナスであるものをマイナスではないかのように位置づけるのは問題の解決をより困難にしてしまう恐れがある。 本計画では、ひきこもり世帯が県民の皆さんからの誤解や偏見に苦しんで孤立したかのような記載になっているが、ひきこもり世帯が孤立するのは、周囲の誤解や偏見のために孤立するのではなく、家族が働いていない状況を隠すために自ら世間とのつながりを疎遠にし孤立していくのだと思われる。 民生委員に聞いても「何とか支援したいけどどうしていいのかわからない」などの声が聞かれ、偏見など聞いたことがない。県民の皆さんはこの計画に記載されているほど、ひきこもりに対して誤解も偏見もないと思われる。 ひきこもり世帯が自ら外部とのつながりを断っているため、周囲に支援をしたいと思っている方がいても支援ができない状態になっている。 本計画では、県民の皆さんに対する啓発目的が「ひきこもりのイメージアップ」になっており、肝心の「ひきこもりの予防に関する知識の普及啓発」という観点が抜けている。 ひきこもりで啓発すべきことは、「県民や支援者がひきこもりの問題点を理解し、未然にひきこもり状態になるのを防ぐための知識、またはひきこもり状態になったときに早期に社会復帰するための知識」である。</p>	②	<p>ひきこもり当事者やその家族が社会から孤立し、声をあげにくいのは、周囲のひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が存在し、自己責任論の広がりなどから、家族だけで解決しようとしてひきこもりを隠してしまうことが考えられます。 こうしたことから、当事者やその家族に寄り添い、見守り、伴走し続けることのできる地域の理解者や協力者を増やしていく必要があります。 そこで、県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を深めるため、民間事業者等への働きかけを行うとともに、講演会等の定期的な開催など効果的に啓発活動を行います。 また、当事者やその家族が、相談窓口や支援に役立つ情報を必要な時に適切に得ることができるよう、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行うこととし、当事者やその家族の置かれている状況を踏まえ、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	全般		あらゆる側面から考えられており、網羅されているように感じた。	②	
5	全般		地域包括支援センターとしては、高齢者支援をしていく中で、ひきこもりであろうと思われる家族がいたときに、どこに相談したらよいか、相談した先にどんな対応をしてもらえるのか？ということをもまず知ることから始める必要があると感じる。	③	地域包括支援センターや在宅介護支援センターが高齢者への支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握した際に、適切な支援窓口につなげられるよう、地域包括支援センター等の職員を対象とした研修においてひきこもり支援窓口を周知するなど、専門職に対する働きかけを進めます。
6	全般		担当している高齢者は、ひきこもっていると思われる家族のことを隠したり、話されなかったりするため、ある程度信頼関係を築くことで、話をしてくれるようになる。その段階を踏まえ、相談することの同意を得て専門機関につなげる形になると思うが、専門機関の専門職は高いレベルの専門性が必要になると思う。マニュアルがしっかりと具体的に機能するように、支援者を育てることも含めて取り組む必要があると思う。	③	ひきこもり当事者の心情に寄り添うためには、相談員・支援員がひきこもりへの正しい理解を深める必要があります。そこで、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談支援者向けの「ひきこもり相談支援マニュアル」(平成27年3月)の策定以降の経験・実践、新たな課題等を踏まえ、本マニュアルを改めて見直すとともに、多くの支援者に積極的に活用していただけるよう周知・啓発を進めていきます。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	全般		8050問題は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターだけでなく、介護支援専門員などの支援者ともつながる必要があると思う。	④	介護支援専門員は要介護者(要支援)の生活を支えていくため、介護保険サービス以外のフォーマルサービス、近隣住民やボランティア等のインフォーマルサポートを含めた連携をする場面がありますが、ひきこもり支援に係る具体的な対応を行うことは難しいと考えます。
8	全般		ひきこもり対象者に関わる方々は、様々なきっかけで発見し、どうしようかと悩むことが大半と思われる。また、本人及び家族も介入をよく思わないことも多く、支援介入に大きな労力を費やす。その中で、支援の責任の所在がはっきりしないまま、虐待事案につながったりすることもしばしばあり、支援の難しさを感じている。この計画の中で、責任の所在をはっきりすることで、役割分担がしやすくなるのではないかと。しかしながら、一機関のみで解決に導けるものではないため、それぞれの関係機関がうまく連携していくことが重要であると思う。 例えば、対象者にメンタル系の受診を勧めていく必要がある場合の説得方法など、どのように対応すべきか、具体的な手順等が書かれていると助かる。	③	支援機関同士の顔の見える関係づくりをより一層充実させるため、さまざまな関係機関で構成する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」の機能を拡充し、さらなる連携強化を図りながら、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制づくりを進めていきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	第1章 計画策定の基本的事項 2 計画の支援対象者	2	○支援対象者の年齢の上限が設定されていない点 計画支援対象者が、年齢の下限しか設定されていないため、支援対象に高齢者も含まれる。しかしながら、計画内容は現役世代向けの内容になっており、高齢者を対象としたものではない。年齢上限を設定してほしい。国の調査結果とあわせて、「15歳以上64歳以下」とするのが望ましいと考える。 P5では県内推計1.6万人に対し、支援機関の把握数が360ケースとなっており、ひきこもりの存在すら把握できていないのが現状である。そのような状況では支援対象を絞るべきである。 民生委員へのアンケート調査でも、年齢上限がないことに戸惑いがあった。 なお、高齢者のひきこもり(閉じこもり)については、本来「高齢者福祉計画」上に記載されるべきものである。	④	支援対象者の対象年齢については、民生委員・児童委員へのアンケート調査結果によると、65歳以上の高齢者の中にも、ひきこもり状態に該当する方が存在していることなどを踏まえ、上限を設けていません。 なお、障がい、疾病等のため、行動が制限されている状態の方は対象には含んでいません。
10	第1章 3 計画の位置づけ	2	○法令上の位置づけ、他の計画との位置づけが記載されていない点 本計画では、本計画の法律上の位置づけや根拠法令が記載されていない。関連法令があるのであれば記載してほしい。 P2には「ひきこもり支援推進計画」の上位計画として「三重県地域福祉支援計画」が記載されているが、「障がい者福祉計画」等の関連計画については記載されていない。ひきこもり支援の過程で、病気や障がいが増進した場合は、障がい者福祉等へと移行することになる。関連する他計画との関係性についても、記載してほしい。	②	本計画は三重県独自の計画であり、福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、位置付けています。
11	第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題 1 ひきこもりの特徴	3～13	説明文だけでなく、表やグラフなどで表記するとより理解しやすい。	①	県の実態調査結果について、グラフを用いて説明します。
12	第2章 3 支援機関とその役割	18～24	各分野について分かり易くまとめているが、所在地や連絡先などが記載してあると、相談やお問い合わせがあったときに案内がしやすい。 スペース的に無理なのであれば、QRコードでの掲載や最終頁にP18～24の連絡先リストとして掲載してほしい。	①	支援機関の一覧表については、本計画の補足資料として【別表】を作成する予定です。
13	第2章 3 支援機関とその役割	19 22 23	19P(8)、22P(1)、23P(1)、(2) 各項目の末尾の表現が他と異なっているので、確認が必要である。	④	ここでは、表現の統一を行っていません。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
14	第2章 3 医療保健福祉分野 (1)三重県ひきこもり地域支援センター	18	基礎自治体がひきこもり専門機関に求めているのは、人材育成ではなく当事者支援である。	②	三重県ひきこもり地域支援センターにおいては、人材育成に加え、多職種連携チームを設置し、ひきこもり当事者への訪問支援等も実施します。
15	第2章 3 医療保健福祉分野 (4)生活困窮者自立相談支援機関	18	アウトリーチ支援事業の対象は、生活困窮者だけなのか。ひきこもり支援には、早期発見・早期支援が必要であり、アウトリーチ支援も早期に行う必要があるが、親が現役世代で収入がある場合は対象にならないのであれば、ひきこもりが長期化してからの介入になる。	⑤	生活困窮者自立支援制度のアウトリーチ支援は、生活困窮にかかわらず、ひきこもり当事者を対象にしています。 三重県生活相談支援センターでは、アウトリーチ支援員を配置し、当事者やその家族を対象に、相談・訪問・同行支援を行っています。
16	第2章 3 医療保健福祉分野 (9)児童相談所	20	児童相談所が家庭に介入する中で、子どもに障がいの疑いがあるようであれば、親に対し手帳取得を促すことが求められる。 ひきこもり当事者は軽度知的障がいなどが疑われる場合もあるが、子ども時代に手帳を取得せずに大人になっているケースがある。手帳があれば障がい者枠での就労支援などを利用できるのに、手帳がないために利用できるはずの支援が受けることができず、制度の狭間に陥ってしまうケースがある。	③	児童相談所は、障がい相談など子どもに関する相談を受け、また18歳未満の療育手帳の判定機関です。 保護者等から相談を受ける中で、手帳を取得することで各種の福祉サービスなどの支援につなげられるよう、説明しています。 ご意見のあった事例については、障がい者枠でなくても、生活困窮者自立支援制度に基づく支援が受けられる場合があるため、本計画の策定にあわせて啓発していきます。
17	第2章 3 医療保健福祉分野 (15)医療機関	21	3圏域(鈴鹿・亀山圏域、津圏域、伊賀圏域)以外においても、精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業を推進してほしい。	③	精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業は圏域の拡大をめざしていますが、三重県ひきこもり地域支援センターで実施するアウトリーチ支援においては、主として、3圏域以外で実施する予定です。
18	第2章 3 医療保健福祉分野 (15)医療機関	21	こころの医療センターについて、「当院」との表現があるが、この計画上の表現として変更すべきではないか。	①	いただいたご意見を参考に、「当院」という表現を見直します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
19	第2章 3 雇用分野	22	雇用分野に「労働局」「ハローワーク」「労働基準監督署」を記載してほしい。それぞれがひきこもり支援において、他の機関ではできない大切な役割がある。 「労働局」は、ひきこもり当事者が社会に出る前の職業訓練校を管轄している。県内にも職業訓練校はいくつかあるが、遠方で利用できない地域もある。また、外に出るのが苦手だけどオンライン上ならコミュニケーションをとれる方もいるかもしれない。解決策としてオンラインを活用した職業訓練という方法もあるが、その実現のためにも労働局の参加は重要である。 「ハローワーク」は、ひきこもりのきっかけである離職時に必ず訪れる支援機関であり、求人活動も「ハローワーク」を通じて行われる。社会人になってからのひきこもりの予兆を一番最初に発見することができるのは「ハローワーク」であり、支援につなげることができるのも「ハローワーク」である。 「労働基準監督署」は、違法労働や過重労働、パワハラ等のひきこもりの原因となる劣悪な職場環境を監督する機関である。社会人のひきこもりの予防には、労働環境の整備が必須である。 この3つの機関の役割は他機関では補えない。必ず支援機関に含めてほしい。	③	県では、就職氷河期世代(不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けた支援を必要とする方)の安定した就労に向け、三重労働局と連携し「みえ就職氷河期世代支援プラットフォーム」を令和2年3月に設置し、令和2年度からの3年間で取り組む内容を事業計画として取りまとめています。当該プラットフォームの構成員は、この計画に基づき、相互に連携を図りながら取組を行うとともに、就職氷河期世代に対する支援の気運醸成や、支援対象者への広報に取り組んでいます。 また、県は、三重労働局と雇用対策協定を毎年締結し、それぞれが実施する業務や、共同で実施する業務などを整理し効果的な雇用対策を実施しており、その中で、就職氷河期世代活躍支援も位置付け、「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の運営も含め、就職氷河期世代への支援に取り組むこととしています。 今回ご意見いただいた「職業訓練校」「ハローワーク」「労働基準監督署」は三重労働局の所管する機関であり、今後とも、三重労働局との雇用対策協定に基づき、引き続き効果的な支援に取り組んでまいります。
20	第2章 3 教育分野	22	教育分野に「教育委員会」「学校」を記載してほしい。 学生時代にひきこもりになる兆候があり、目立たないため学校での支援がないまま卒業し、その後ひきこもりに発展するケースもある。 教員の皆さんが、いじめなどの子ども時代の心の傷が将来大きな問題(ひきこもりや自殺)に発展するかもしれないということを理解し、きっかけとなる不登校やいじめなどに対応にあたることは重要である。 また、学生時代に軽度知的障がいや発達障がいの疑いを見過ごしたまま卒業すると、その後の進学や就職が叶わず挫折してしまうこともある。学生時代に療育手帳等の申請をせず、大人になってからの手帳取得は困難である。	④	本項目では、支援機関の役割を記載することとなっていることから、三重県総合教育センターと教育支援センターについて記載しています。また、学校については、「多様な主体への期待」において記載しています。 引き続き、教育委員会と学校が、不登校やいじめなどに対して専門家を含めたチームで対応するとともに、必要に応じて医療や福祉等の関係機関と連携して取り組んでまいります。
21	第3章 基本的な考え方 2 基本方針 (1)ひきこもり支援の基本姿勢 (5段落目)	26	本計画と憲法(勤労の義務)との整合性はどうか。行政がひきこもり支援をしていく主な目的は、就労にあるのではないか。(病気や障がいのある場合を除く。) ひきこもり支援をしていく過程で、病気や障がいなど働けない理由がある場合は、ひきこもり支援ではなく障害者支援に移行するのであり、ひきこもり支援では就労が主な目的ではないか。 なお、ひきこもり状態にある方に対して、最初から就労を促すことが必要だと述べているわけではない。	④	ひきこもり支援の最終的な目標は、就労のみではなく、当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことです。自立のための手段として、就労は重要ですが、就労がひきこもりの原因になった場合も多く、当事者にとっては、まず社会とのつながりを回復することが重要であることから、本計画において、就労支援を前面に掲げるのは好ましくないという趣旨で記載しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
22	第3章 3 基本的な取組の方向性(施策展開の柱)	28	<ひきこもりの予防について> 施策展開の柱に「ひきこもりの予防」をぜひ入れてほしい。「ひきこもりの予防」は、ひきこもり支援において最重要である。	④	「ひきこもりの未然防止」視点は重要であると考えますが、主旨を正しく伝えないと、本計画の基本理念(めざす社会像)で示したとおり、「いつでも『小休止』してもいい、ひきこもったまま生きていてもいい」というメッセージを否定することになり、マイナスイメージを植えつけてしまうおそれがあることから、整合性を図れないと考えます。 そのため、第3章「4 施策展開にあたって重視すべき視点」「(3)ひきこもり状態を長期化させない」視点として、潜在的な当事者へのアプローチや、先を急がない継続可能なアプローチなどの視点を重視することとしています。
23	第3章 3 基本的な取組の方向性(施策展開の柱)	28	<国への提言について> 施策展開の柱に「国への提言」を入れてほしい。 三重県は、ひきこもりに特化した推進計画を全国ではじめて策定するのであれば、計画を推進する中で、各支援機関からの要望や現行制度上の改善点などについて、積極的に国へ提言していくということも大切である。	③	市町をはじめとする支援機関がひきこもりに関する支援体制を構築していく中で、現行制度の課題や支援ニーズがあれば、国に対して積極的に要望・提言を行っていきます。
24	第3章 3 基本的な取組の方向性(施策展開の柱)	28	ひきこもりに対する支援では、ひきこもった当事者及びその家族への支援はもちろんのこと、一番大切なことは、ひきこもりになる前までの対策であると感じる。ひきこもりになった状態からの脱却は、とても大きな労力や社会的支援が必要となるため、ひきこもりにならないための対策が必要である。	④	「ひきこもりの未然防止」視点は重要であると考えますが、主旨を正しく伝えないと、本計画の基本理念(めざす社会像)で示したとおり、「いつでも『小休止』してもいい、ひきこもったまま生きていてもいい」というメッセージを否定することになり、マイナスイメージを植えつけてしまうおそれがあることから、整合性を図れないと考えます。 そのため、第3章「4 施策展開にあたって重視すべき視点」「(3)ひきこもり状態を長期化させない」視点として、潜在的な当事者へのアプローチや、先を急がない継続可能なアプローチなどの視点を重視することとしています。
25	第3章 3 基本的な取組の方向性(施策展開の柱)	28	義務教育の段階で不登校等社会的に適応できない児童・生徒の支援を手厚くしていくことが、ひきこもり等社会的孤立を防ぐ手立てとなる。教育機関単独ではなく、行政レベルで地域・福祉が共に連携していく必要があると思う。そのための大きな組織を今後構築していく必要を感じる。	②	現在、フリースクール等の民間団体や医療、福祉の関係機関、教育支援センターが所属する三重県適応指導教室連絡協議会などが、行政と民間の枠を超えて参画する「みえ不登校支援ネットワーク」において、参加者とともに考える「みえ不登校フォーラム」を開催するなど、子どもたちの途切れない支援を行っています。 各地域によって、医療や福祉など連携していく地域資源が異なっており、それぞれの状況に応じた支援のネットワークを構築することが必要であることから、地域における不登校支援の中核となる教育支援センターにスクールソーシャルワーカー等の配置を進め、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
26	第3章 4 施策展開にあたって重視すべき視点 (4)「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点	29	人口の少ない地域には、支援につながっているひきこもり世帯数自体が少なく、家族会や当事者の交流などをしようにもできない状況である。オンライン上で他地域の方と交流する場ができれば有意義なものになる。 また、職業訓練が利用したくても遠方であるため、利用できない地域がある。オンライン上で職業訓練を受けることができるようにすることも大切である。 そのためにも、支援機関に労働局を含める必要があるし、国への積極的な働きかけも必要である。	②	社会参加への最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会を提供する「居場所」づくりについて、デジタル技術の活用も含め、市町等と連携した取組を進めていきます。具体的に、当事者がオンライン上で交流することもできる電子居場所の開設を検討していきます。
27	第4章 取組方向 1 情報発信・普及啓発 ○支援機関からの情報発信	30	情報を受け取れない当事者が多いと思うので、どうすれば情報を届けられるかを計画の中に明確に位置付けてほしい。	②	ひきこもり当事者やその家族に必要な情報が届いていない状況を踏まえ、「情報を届けるアウトリーチ」の視点から、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を検討していくこととしています。
28	第4章 4 当事者支援 ○アウトリーチ(訪問型)支援の充実	32	当事者や家族が相談機関に出向いていくことはほぼ無いと思われるため、身近な地域で訪問して相談にのる体制が必要だと思う。	②	当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況を解決し、伴走型でつながり続けるための手法として、待ちの姿勢ではなく、当事者やその家族の意向に沿った「アウトリーチ(訪問型)支援」の視点を重視し、相談支援体制を充実していきます。
29	第4章 4 当事者支援 ○アウトリーチ(訪問型)支援の充実(1段落目)	32	「三重県ひきこもり地域支援センターに支援員を配置するとともに、多職種連携チームを設置し、支援や介入の必要性の判断が困難であり、より高い専門性が求められるひきこもり当事者への訪問支援を充実します。」とあるが、「高い専門性が求められる」ことについて、どのような支援員が対応されるのか。	⑤	多職種連携チームについては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を構成員とすることを想定しています。
30	第4章 5 社会参加支援 ○集団の場への参加支援	33	(見出し) 「集団」という表現は、当事者にはつらい響きが推測されますので、例えば「○社会との接点を持つための支援」などの表現に変更したらどうか。	③	いただいたご意見を参考に、「集団の場への参加支援」を「社会との接点をもつ機会の提供」に変更します。
31	第4章 6 多様な担い手の育成確保 ○相談員・支援員の育成・確保	34	ひきこもり支援に関わる専門職のスキルアップに重点が置かれている印象があるが、例えば8050問題における介護支援専門員への研修等、ひきこもり支援に直接的に関わらない多くの専門職に対する研修の機会があるとよいと思う。	③	地域包括支援センターや在宅介護支援センターが高齢者への支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握した際に、適切な支援窓口につなげられるよう、地域包括支援センター等の職員を対象とした研修においてひきこもり支援窓口を周知するなど、専門職に対する働きかけを進めます。

「三重県ひきこもり支援推進計画」中間案に対する主なご意見と県の考え方(支援機関・民間支援団体)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他:①～④に該当しないもの。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		「誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築(リ・デザイン)」というタイトル、とても素敵だと思う。	②	
2	全般		ひきこもり当事者＝支援すべき存在という視点が強いように感じられた。自分がその立場であったら、「支援すべき人」という態度で接したらプライドを傷つけられ、ますます社会に対する不信感を募らせるのではないかと思う。 長期ひきこもり状態にある高齢者はともかく、30代くらいまでの若者層で、なおかつ家族とコミュニケーションが取れている方に関しては、社会的リソースとしてみ直す視点を計画の中に入れてほしい。	①	ひきこもり当事者を「支援すべき存在」としてとらえるだけでなく、社会で「活躍する存在」としてとらえることが重要であると考えます。また、当事者が社会の中で自分の役割をもつことで、自己効力感、自己肯定感を高められ、自分の将来に希望をもてるものと考えます。 そのため、「第4章 取組方向」の「5 社会参加支援」を「5 社会参加・活躍支援」に変更し、具体的な取組方向の表現も見直します。 当事者が、社会の中で、これまでの経験や強みを生かし、自分の役割をもちながら活躍できる環境づくりや、ピアサポーターを含めたひきこもりサポーター制度について、検討していきます。
3	全般		ひきこもり支援として、重層的に考えられた計画と感じた。実際に相談、支援をする身として、悩める部分が文章化されていたことに自分だけではないと少し安心感を持った。	②	

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	全般		ひきこもりの予防についての明記がないと思う。コロナ禍による不安定な社会の中で、ひきこもりに陥ってしまう予備軍に対して、いかに安全、安心な社会でいられるかが重要と感じる。予兆とは少し意味合いが違う。	④	「ひきこもりの未然防止」の視点は重要であると考えますが、ひきこもりは疾病ではなく状態像であり、「予防」という表現は好ましくないこと、また主旨を正しく伝えないと、本計画の基本理念(めざす社会像)で示したとおり、「いつでも『小休止』してもいい、ひきこもったまま生きていてもいい」というメッセージを否定することになり、マイナスイメージを植えつけてしまうおそれがあることから、整合性を図れないと考えます。そのため、第3章「4 施策展開にあたって重視すべき視点」「(3)ひきこもり状態を長期化させない」視点として、潜在的な当事者へのアプローチや、先を急がない継続可能なアプローチなどの視点を重視することとしています。
5	全般		基本理念の「将来のめざす社会像」として、「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」とある。命の尊重と希望につながる考え方、とてもいい表現だと思う。三重県が「ひきこもり支援」に取り組むことで、このような社会が実現できたら、全ての県民にとって生きやすい社会になると思う。	②	
6	全般		民生委員の調査から三重県の実情に迫り、課題を明らかにして、理念、取組方向、計画の推進まで設計されており、今後の展開、取組に期待する。	③	本計画に掲げる6つの取組方向に基づき、実効性のある施策を展開していきます。
7	全般		「社会復帰」「社会参加」という言葉が使われているが、社会の中で生きている当事者の方を否定し問題視しているように伝わらないか。当事者を取り巻く社会環境に視点をあてるなど、他にいい言葉はないものか。	③	ひきこもり当事者を「支援すべき存在」としてとらえるだけでなく、社会で「活躍する存在」としてとらえることが重要であると考えます。そのため、「第4章 取組方向」の「5 社会参加支援」を「5 社会参加・活躍支援」に変更し、具体的な取組方向の表現を見直します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
8	全般		<p>○『不登校や学齢期の子どもへの取組について』 P5に「『不登校』の割合が24,7%を占めており、不登校から始まる事例も少なくないといえます。」とある。また、他にも「不登校から始まることが少なくない」という記述が複数あるが、全体を通して「不登校からひきこもり」の課題に対する取り組みが弱いように思う。以下は、「不登校からひきこもり」につながるとされる具体的な課題である。この課題の解決にも向き合い、取り組むことができる「ひきこもり支援推進計画」を作られることを希望する。</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だに学校現場では、「学校復帰」のみを目指した指導や対応が多く、教職員間で「社会的自立」を目指した支援の意識が低いことが考えられる。将来、長期間ひきこもることを必要とする子どもたちを生み出しているのではないか。 ・「社会的自立」に加えて「休養の必要性」「公民連携」「子どもの意志を尊重」「子どもや親への情報提供」などを定めた「普通教育機会確保法」が学校現場で共有されていないと感じる。 ・不登校の要因として「いじめ」があるが、昨年度三重県では小中学生全体で「いじめによる不登校」は1人でした。「いじめによる不登校」が見過ごされている。 ・教員は、担任をしている12か月で「学校復帰の結果」を出すことにとらわれて、保護者に子どもを無理に学校に連れてくるように働きかけるケースも多いと思う。その結果、親子関係が悪化し、将来のひきこもる要因につながっていることが考えられる。親子関係は12か月よりもはるかに長いのであり、学校現場で親子関係に配慮した対応が必要である。 ・ほぼ学校に行っていない子どもに対しても、中3の進路指導で進学結果を出すことを優先するケースが多いように思う。高校入学後に再度不登校をして更に自己否定感を深めて、ひきこもりにつながるケースがある。この高校入学後の実情が中学校にフィードバックされていないと考える。 ・高校で不登校をした場合、担任は「退学」にならないように「休学」「転校」などを勧めるケースが多いように思う。休学の場合は、翌年度、留年したところから再スタートになり、ほとんどが進級できない。また、通信制高校に転校後、卒業できずに休学している生徒も多い。(現在、県立通信制高校の1校で1,000人以上が実質的な休学中)このような「休学」「転校」を経て、そのままひきこもるケースも多いことが考えられる。 	②	<p>ご指摘いただきました課題については、不登校児童生徒の意思が尊重され、最善の利益となる支援を受けられるよう、不登校支援のあり方について、教職員に対する研修を進めてまいります。</p> <p>また、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究を実施し、医療や福祉の関係機関、フリースクール等の民間団体、市町が設置している教育支援センター等とも連携して、高校生などの社会との関わりが希薄となった子どもたちの支援に取り組みます。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	全般		抽象的な記載で、具体性がない。	③	本計画は、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として位置付け、基本理念(めざす姿)、基本的な取組の方向性(施策展開の柱)等を示しています。具体的な取組については、施策展開にあたって重視すべき視点を踏まえ、事業展開していきます。
10	全般		これまでの取組と何処が変わったのかな、と思った。 支援策の変更があり無しに関わらず、実践するのは支援者と呼ばれる人達である。 相談者は勇気を出して支援者の元へ行く。窓口の方へは「心」ある対応、安心して相談できる場所の提供を望む。	③	ひきこもり支援については、従来から取り組んできたところですが、本計画を策定することにより、現状把握と課題の整理、めざす姿、支援機関の役割、支援体制の構築、取組の方向性を明確にしました。 本計画に掲げる基本理念「3年後の目標(めざす姿)」では、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることとしています。そのため、県は、専門的な支援とともに、市町や民間支援団体を側面支援します。市町は、ひきこもり支援の第一義的な役割を担う支援機関として、ひきこもり相談窓口の明確化などを進め、当事者や家族が安心して相談できる包括的な支援体制の整備を進めていきます。
11	第1章 1 計画策定の趣旨 (5段落目)	1	実態や支援ニーズが十分把握できていない状態で計画策定するのは、テーマが拡散してしまう危険が大きい。そのリスクをどのように回避して計画策定していくのかを明確に示す必要がある。	②	本計画策定の前提として、県内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握するため、第2章「1 ひきこもりの特徴」のとおり、相談支援機関等、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へのアンケート調査や、ひきこもり経験者や家族会への意見聴取を実施し、これらを踏まえ、「2 ひきこもり支援に係る現状と課題」を整理しています。
12	第1章 1 計画策定の趣旨 (7段落目)	1	「取り残さない」という表現は定義が不明瞭である。自助・共助・公助に属することか。行政が把握している範囲で取り残さないということなのか。 また、引きこもりの実態が不明確と言っているにもかかわらず、どうやって「誰一人取り残さない」と言えるのか。	④	「誰一人取り残さない」とは、国際社会全体の目標「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念であり、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすことを意味します。この考え方は、福祉分野の上位計画「三重県地域福祉支援計画」の基本理念「みんな広く包みこむ地域社会 三重」にも反映されており、本計画は、この考え方を踏襲しています。
13	第1章 2 計画の支援対象者	2	おおむね15歳以上とされているが、対象者への早期対応が取組方向に掲げられていること(p.30)、ひきこもり支援機関に児童相談所、三重県総合教育センター(幼児から高校生までの子どもを対象)、教育支援センター(小学生を含めた不登校児童生徒を対象)などが含まれていること、モニタリング指標で小学生、中学生を対象としていること(p.39目標項目2)、この計画の支援対象者は年齢制限をしない方がよいのではないか。	①	計画の支援対象者を「おおむね15歳以上」と定義したのは、義務教育期間中は学校からの支援が行われているためです。しかしながら、不登校をきっかけにひきこもり状態になる方が少なくないことから、「対象者への早期対応」が必要であると考え、取組方向を整理したところからです。 いただいたご意見を踏まえ、支援対象者に、「(支援が必要になると予想される方)」を追加します。
14	第1章 2 計画の支援対象者 上段に3箇所ある「者」	2	ひきこもり状態にある者 ⇒ 「方」や「人」へ変更	①	いただいたご意見を反映します。
15	第2章 1 ひきこもりの実態	3~	数字が多くて、分かりにくいのでグラフ化または表に置き換えてはどうか。	①	県の実態調査結果について、グラフを用いて説明します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
16	第2章 1 (2) 県の実態調査結果	5~	実施したアンケートも添付しないと、どんな質問項目の中で、その項目が高いパーセンテージを占めているのかわからない。	④	調査票自体は、県のホームページで公表しており、本計画では、調査項目ごとに特徴的な上位項目のみを記載しています。本計画の策定にあたっては、県民の皆さんをはじめ多くの主体にとっての読みやすさを重視し、資料のスリム化を図りたいので、ご理解願います。
17	第2章 1 (2) 県の実態調査結果	5~	グラフ化し、視覚的に表示してほしい。	①	県の実態調査結果について、グラフを用いて説明します。
18	第2章 1 (2) A ⑧ 主な自由意見 ア 2つ目 訪問支援の有効性	6	「訪問支援が有効」とあり、これに基づいて当事者支援としてアウトリーチが充実されているが、家族はともかく当事者は、唯一安心して居られる家に他者が入ってくることにかなり抵抗があるという意見も根強くあり、誰に対して(家族か本人か)、どのように有効なのか、もっと明確にされる必要がある。	②	相談員が家庭訪問しても当事者に接触できないケースがあることは認識しています。しかしながら、一方的に訪問を行うのではなく、当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況を時間をかけて解決し、伴走型でつながり続けるための手法として、待ちの姿勢ではなく、当事者やその家族の意向に沿った「アウトリーチ(訪問型)支援」の視点を重視し、第3章「4 施策展開にあたって重視すべき視点」に位置付けています。
19	第2章 2 ひきこもりに係る現状と課題 (6) ひきこもり状態を長期化させないための対応 (3段落目)	17	「ひきこもり支援の最終的な目標は就労のみでなく」この文言は必要か。削除してほしい。書かれる意図がわからない。否定的に捉えられないか。社会参加支援の中に就労も含んでいるのではないか。	④	ひきこもり支援の最終的な目標は、就労のみではなく、当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことです。自立のための手段として、就労は重要ですが、就労がひきこもりの原因になった場合も多く、当事者にとっては、まず社会とのつながりを回復することが重要であることから、本計画において、就労支援を前面に掲げるのは好ましくないという趣旨で記載しています。
20	第2章 3 支援機関とその役割	18	21の支援機関が説明しており、それ自体は結構だと思うが、当事者や支援機関にすれば、まずどこへ相談すればいいのかわからない。最も身近とされる「市町ひきこもり相談窓口」も、この書き方だとそれが具体的にどこなのかわからない。たらい回しにされず、まず受け止めてくれる機関はどこか、明確にした方がよい。	③	ひきこもり当事者やその家族が第一義的に相談できる支援機関は、「市町ひきこもり相談窓口」であることから、全ての市町においてひきこもり相談窓口が明確化・周知されるよう、取組が進んでいない市町に対して、引き続き働きかけていきます。また、関係する22の支援機関に相談されれば、たらい回しすることなく、真摯に受け止め、関係機関との連携を図っていきます。
21	第2章 3 支援機関とその役割	18	県内におけるひきこもり支援に関する21の機関とその役割についての整理は、各支援機関の理解に繋がり、今後連携する。	②	支援機関同士の顔の見える関係づくりをより一層充実させるため、さまざまな関係機関で構成する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」の機能を拡充し、さらなる連携強化を図りながら、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制づくりを進めていきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
22	第2章 3 支援機関とその役割	18～24	掲載された機関以外のところでも有効な支援活動がなされている。これだけ支援機関があるにもかかわらず「実態がつかめていない」理由を明確にする必要がある。それには支援機関及び支援機関間の課題、ひきこもり状態にある方の課題が影響していると思われる。	④	「3 支援機関とその役割」では、ひきこもり支援に密接に関係する主な機関とその業務、支援を行う上で抱える課題について記載しており、支援機関相互のさらなる連携の充実が共通する課題として明らかになりました。 そこで、第3章「2(1)ひきこもり支援の基本姿勢」では、「ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立しないよう、行政のみならず、関係機関や民間支援団体などが有機的に重なり合って連携し、切れ目のない継続的な支援を行っていきます。」と記載しています。
23	第2章 3 雇用分野	22	「雇用分野」を「就労支援」に変更してほしい。 サポステは、就労支援機関である。	②	本計画の構成では、第2章の「3 支援機関とその役割」において、分野ごとに支援機関を整理しています。 地域若者サポートステーションは就労支援機関であるため、雇用の分野に記載しています。
24	第2章 3 雇用分野 (1)地域若者サポートステーション(就職氷河期世代就労支援センター)	22	サポステは就職氷河期世代の就労支援を行っているが、「就職氷河期世代就労支援センター」という名称は使用していない。	④	「若者就業サポートステーション・みえ」は、「就職氷河期世代就労支援センター」という名称を併記して用いています。
25	第2章 3 雇用分野 (1)地域若者サポートステーション(就職氷河期世代就労支援センター)	22	いがサポは就職氷河期世代の支援については「サポステ・プラス(40～49歳)」として支援している。就職氷河期世代支援センターを設置しているのは、一部のサポステのみである。	①	いただいたご意見を反映します。
26	第2章 3 雇用分野 (1)地域若者サポートステーション(就職氷河期世代就労支援センター)	22	サポステは、関係者を対象に支援していない。関係者を削除してほしい。 サポステ説明(例) 地域若者サポートステーションは、厚生労働省の委託事業であり、県内4地域(四日市市、津市、伊勢市、伊賀市)で、15～49歳までの無業の者とその家族を対象に、地方自治体やハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、職業的自立に向けた支援を行っています。	①	いただいたご意見を反映します。
27	第2章 3 雇用分野 (2)マイチャレ三重	22	マイチャレ三重においては、引き続き雇用・福祉等の支援機関の連携に加えて、メンタル面に不調のある相談者も多いため、医療機関とも具体的な支援方法を考える手立てとして連携を深めていく。	②	マイチャレ三重については、引き続き、雇用・福祉・医療等の支援機関と連携しながら対象者への支援を行っていきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
28	第2章 3 その他支援機関 (2)民間支援団体	23	限定的に列挙されているが、限定はしていなくても不登校やひきこもりを支援している団体はほかにもかなりあるため、ここに挙げる基準を明確にした方がよい。	③	本計画に掲載した団体については、三重県ひきこもり地域支援センターおよび子ども・福祉部地域福祉課が調査した結果を基に記載しています。
29	第2章 3 その他支援機関 (2)民間支援団体	23	○「みえ不登校支援ネットワーク」を追加してほしい。 ※公民連携の「みえ不登校支援ネットワーク」が出来て12年になる。「不登校からのひきこもり」を重要な課題として捉えるのであれば、支援体制のメンバーに加える必要があると考える。	①	いただいたご意見を反映します。
30	第2章 3 その他支援機関 (2)民間支援団体	23	「なごみの輪」は、一昨年前から家族会の活動を停止している状況が続いている。これからの活動も未定のため、「なごみの輪」の削除をお願いします。	①	いただいたご意見を反映します。
31	第3章 2 基本方針 (1)ひきこもり支援の基本姿勢 (5段落目)	26	「ひきこもり支援の最終的な目標は就労ありきでなく」この文言は必要か。削除してほしい。書かれる意図がわからない。否定的に捉えられないか。社会参加支援の中に就労も含んでいるのではないか。	④	ひきこもり支援の最終的な目標は、就労のみではなく、当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことです。自立のための手段として、就労は重要ですが、就労がひきこもりの原因になった場合も多く、当事者にとっては、まず社会とのつながりを回復することが重要であることから、本計画において、就労支援を前面に掲げるのは好ましくないという趣旨で記載しています。
32	第3章 2 (2) ひきこもりの支援段階	27	国のガイドラインがそのまま挙げられているが、社会参加の後のアフターフォローも重要であり、これを加えるべきである。	④	アフターフォローの視点は重要であると認識していますが、ここでは、一般的に認知されている「ひきこもりの支援段階」について記載するため、国の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(平成22年5月公表)を掲載しています。
33	第3章 4 施策展開にあたって重視すべき視点	29	現在、5つの視点が書かれているが、不登校及び学齢期の子どもたちへの取り組みの視点を追加してほしい。 例 ⇒ 「学校復帰に捉われないで社会的自立を目指す」視点(普通教育機会確保法を明記)	④	ひきこもり支援にあたっては、福祉や医療、教育といったさまざまな主体が連携して切れ目のない支援を行うことが必要であり、教育が担う役割として、将来的なひきこもりとならないためにも、不登校児童生徒への支援を行うことは重要です。 「施策展開にあたって重視すべき視点」は、本計画に基づく取組を進めるための支援のあり方やアプローチについて示すものであり、不登校支援についても、5つの視点を重視して取組を進めてまいります。
34	第3章 4 (1)「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点	29	ひきこもり当事者の個別課題へのアプローチも大切であると同時に、「ひきこもり状態の家族がいても、心穏やかに生活できる家庭」であるために、どこを支えていくかという視点も大切である。	③	第3章「2(1)ひきこもり支援の基本姿勢」では、「まずは当事者に最も身近な存在である家族(特に、親)の関わりが重要であり、当事者と家族の信頼関係を構築するための『家族支援』が『当事者支援』のベースになります。」とし、家族への支援を重視しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
35	第3章 4 (4)「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点	29	自宅にいながら社会とのつながりを作る、もしくは「居場所」で行うにせよ、IT環境整備が必要となるため、家庭の経済状況により格差が生じる。よって、その部分を補填する必要がある。	③	今後、デジタル技術を活用した取組を検討していくうえで、家庭の経済状況により格差が生じることのないよう、留意していく必要があると考えています。
36	第3章 4 (4)「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点	29	DXが具体的に何を意味し、DXによって課題がどのように解消されるのか、説明が抽象的でわかりにくい。	①	「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点について、説明を補足するとともに、脚注を追加します。
37	第3章 4 (4)「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点	29	P.33の社会参加支援の箇所、ICTを使った職業体験しか出てこない、物足りない印象を与える。	③	本計画では、取組方向を記載しており、今後、具体的な施策を検討していくうえで、DXの視点を積極的に取り入れていきます。
38	第4章 2 対象者の状況把握・早期対応 1つ目の取組方向	31	潜在的な当事者を早期に把握するため、義務教育終了後進路が決まらなかったり、中退したりした人の情報を、学校と支援機関が共有する必要があるが、そのための具体的な施策が書かれていない。高知県教育委員会が構築している「若者はばたけネット」では、ひきこもりの早期対応を図るため、県立高校の中途退学者の情報を、本人や保護者の同意なく地域若者サポートステーションに提供できるようにしており、成果をあげるためにはこのような踏み込んだ施策が必要である。	③	本計画では、取組方向を記載しており、今後、具体的な施策を検討していくにあたっては、いただいたご意見も参考にしながら、効果的な取組を進めていきます。
39	第4章 2 対象者の状況把握・早期対応 3つ目の取組方向	31	在宅介護支援センターは、高齢者がメインの相談者となるので、家族のことに介入しづらい。しかし、何度も訪問するうちに、少しずつ違和感を感じることもある。ひきこもり相談窓口の方と顔見知りだとそのようなちょっとしたことも相談しやすいので、顔を合わせる機会を作っていただけるとありがたい。	③	在宅介護支援センターとひきこもり相談窓口との連携を図るため、顔の見える関係づくりを進めていきます。
40	第4章 5 社会支援 ○集団の場への参加支援	33	プレッシャーをかけるような「集団の場への参加」と表現しなくてもよいのではないかと。「地域での活動」や「居場所での活動」などへ変更してほしい。	③	いただいたご意見を参考に、「集団の場への支援」を「社会との接点をもつ機会の提供」に変更します。
41	第4章 5 ○段階的・継続的な社会参加への支援(就労支援も含む) (4段落目)	33	ひきこもりの人は体力・気力が落ちており、実際にやってみると農業に耐えられない人が多い。もちろん農業の取組みは意味があるが、社会参加の方法は農業以外にも、林業、演劇・音楽などの文化活動などさまざまなものがあり、具体例を限定しすぎない方がよい。	③	多種多様な作業があり、生きづらさや働きづらさを感じている若者等も就労しやすいといった農業の特性を生かしつつ、県では、令和2年度からこうした若者等の農業への就労を促進しており、具体的な取組として記載しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
42	第4章 5 ○段階的・継続的な社会参加への支援(就労支援も含む) (4段落目)	33	「地域若者サポートステーション」を削除してほしい。サポステは「農業就労促進プログラム」での就労支援などしていない。	①	就労に向けた相談活動等を行う機関との連携は重要であり、その代表的な機関として記載しました。 なお、同様の活動を行う機関があることから、表現を見直します。
43	第4章 6 多様な担い手の育成・確保 ○ひきこもりサポーターの養成・派遣	34	ひきこもりの人々はさまざまな困難を抱えており、「意欲・関心のある県民」を安易にサポーターにすることに不安がある。また、養成するのであれば活躍の機会が必要なので、対象者や養成方法に十分留意し、適切な参画の場を確実に提供すべきである。	③	ひきこもりサポーター制度の創設に向けて、いただいたご意見を参考に、検討を進めていきます。
44	第4章 6 ○不登校児童生徒等を支援する人材の育成	34	「多様な担い手の育成・確保」を目指すために研修対象を広げ、支援者間の情報共有を図るため ⇒ 対象に、「スクールソーシャルワーカー」「みえ不登校支援ネットワークの関係者」を追加してほしい。	①	いただいたご意見を一部反映し、スクールソーシャルワーカーを追加します。
45	第5章 1 多様な主体への期待	35	「期待されます」は、他人事のように聞こえる。県が責任をもって推進していくという意志表示をした方が良い。 そもそも、計画を立てて推進していくことを表記している部分であるので「主体へ期待」はおかしい。	③	本計画の推進にあたっては、県の責務として、切れ目のない包括的な支援体制の構築を行うこととしています。しかしながら、県の取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ、市町、関係支援機関、民間支援団体、民間事業者等の協力・密接な連携が必要不可欠であり、オール三重でひきこもり支援に取り組んでいく必要があると考えています。そのため、多様な主体へ期待したいことを「多様な主体への期待」として、章立てしています。 なお、第5章の章立てを「1 計画の推進体制」「2 切れ目のない包括的な支援体制の構築」「3 多様な主体への期待」「4 計画の進行管理」に変更します。
46	第5章 1 多様な主体への期待	35	「期待」というのは「計画」といえるのか。それぞれの主体が期待される役割を担えるために、具体的な施策を用意するのが「計画」ではないか。	③	本計画の推進にあたっては、県の責務として、切れ目のない包括的な支援体制の構築を行うこととしています。しかしながら、県の取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ、市町、関係支援機関、民間支援団体、民間事業者等の協力・密接な連携が必要不可欠であり、オール三重でひきこもり支援に取り組んでいく必要があると考えています。そのため、多様な主体へ期待したいことを「多様な主体への期待」として、章立てしています。 今後は、本計画に掲げる6つの取組方向に基づき、目標達成に向けて、実効性ある施策を展開していきます。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
47	第5章 1 多様な主体への期待	35	「計画の推進」では、すべてが「期待されます」の文言になっている。目標達成への取組が「期待」なのか。	④	本計画の推進にあたっては、県の責務として、切れ目のない包括的な支援体制の構築を行うこととしています。しかしながら、県の取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ、市町、関係支援機関、民間支援団体、民間事業者等の協力・密接な連携が必要不可欠であり、オール三重でひきこもり支援に取り組んでいく必要があると考えています。そのため、多様な主体へ期待したいことを「多様な主体への期待」として、章立てしています。今後は、本計画に掲げる6つの取組方向に基づき、目標達成に向けて、実効性ある施策を展開していきます。
48	第5章 1 (1)家庭	35	ひきこもり当事者にとっても信頼できる安心安全な場所であると同時に、共に生活している家族にとっても平穏な日常をおくれる場所であることが大切である。「相談する」前に「今の状態をわかって受け止めてもらえる」ことが大事である。	①	ひきこもり当事者のみならず、その家族も地域で安心して暮らせるよう、地域全体で受け止め、支え合う機運の醸成が図られることが重要であると考え、第5章「1 多様な主体への期待(2)地域」において、その趣旨を反映します。
49	第5章 1 (3)学校	35	ひきこもり状態の予兆となるケースを未然に防ぐためにも ⇒ 不登校、ひきこもりを否定するようになるので、「対応」などへ変更してほしい。	①	いただいたご意見を踏まえ、当該部分の記載を削除します。
50	第5章 1 多様な主体への期待 (4)民間支援団体	35	ひきこもり当事者やその家族が集団活動へ参画 ⇒ プレッシャーをかけるような「集団活動」へ参画と表現するのではなく、「地域での活動」や「居場所での活動」などへ変更してほしい。	①	いただいたご意見を反映します。
51	第5章 2 切れ目のない包括的な支援体制の構築 (1)県と市町の役割分担 「重層的支援体制整備事業」	36	三重県では4市町が実施しているとのことだが、それが実施されない市町住民のひきこもりは支援体制が薄くなることになる。しかも人口の多い(ひきこもりが多い)地域が実施していないことに疑問を感じる。	④	「重層的支援体制整備事業」は市町の任意事業であり、令和3年度は県内5市町において取り組まれています。市町においては、本事業の活用のみならず、ひきこもり相談窓口の明確化・周知、多機関で構成する市町プラットフォームの設置などを通じて、切れ目のない包括的な支援体制の整備を進めていくこととしています。
52	第5章 2 「県における支援体制の基本的な考え方」(イメージ案)	37	図内の雇用分野について、おしごと広場となっておりマイチャレ三重の記載がないが、関連性について見る側が理解できるのか。	①	いただいたご意見を反映します。
53	第5章 2 「県における支援体制の基本的な考え方」(イメージ案)	37	左上の「教育」の部分に「みえ不登校支援ネットワーク」を追加してほしい。	①	いただいたご意見を反映します。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
54	第5章 2 「ひきこもり支援に係る包括的な支援体制」(めざす姿)(イメージ案)	37	市町域・・・「教育支援センター」と「企業経済団体」の間に各地域で居場所として活動している「フリースクール」を追加してほしい。	①	いただいたご意見を反映します。
55	第5章 4 計画の進行管理 <計画全体の目標>	38	「ひきこもり状態にある者への理解や支援が広がったと感じる当事者及びその家族の割合」も必要である。11ページ⑥に「当事者が支援を望んでいない」が43.6%とあるように、どれだけ支援が充実しても、それを受け手がどう感じているかの視点も重要である。	④	本計画の目標設定にあたっては、ひきこもり支援策の性質上、英国の孤独・孤立対策と同様、「数字だけにとらわれない『緩やかな態度・姿勢』」に留意しています。また、目標の捕捉しやすさ、成果のわかりやすさなどを踏まえ、県民視点でのアウトカム指標のみならず、県が直接取り組んだ効果をあらわすアウトプット指標も用いることとします。 いただいたご意見は、捕捉できるのであれば望ましい目標と考えますが、実際には当事者およびその家族の実感を継続的に聴き取ることが困難であることから、用いることは難しいと考えます。
56	第5章 4 <計画全体の目標>	38	計画全体の指標が、「・・・と感じる県民の割合」というのは、目指すテーマの深刻さの割に緩やかすぎる。また「数字だけにとらわれない」というのは、県の責任があいまいになる可能性がある。	④	『「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合』については、本計画における「3年後の目標(めざす姿)」として、ひきこもりへの正しい理解の促進をめざしており、取組の度合いは県民の意識にあらわれるものと考えられることから、選定しました。 また、英国や日本の「孤独・孤立対策」では、「数字だけにとらわれない『緩やかな』態度・姿勢」をとっており、本計画においてもこの考え方を踏襲しています。
57	第5章 4 <モニタリング指標>	39	現状値だけで、目標値がないのは「指標」とはいえない。	④	モニタリング指標は、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」など他の県の計画でも用いており、計画全体の目標の進捗状況について、客観的に評価するうえで補完するもので、目標値を設けるものではありません。
58	第5章 4 <モニタリング指標>	39	現状値の算出根拠が不明確である。 「ひきこもり当事者のための居場所」の定義とここでの6か所の選択基準が不明である。	⑤	「ひきこもり当事者のための居場所」とは、当事者が社会とつながる最初のステップとなる家以外の「社会的な居場所」であり、「当事者が安心できる場所」、「存在を認めてもらえる場所」、「気軽に相談できる場所」、「同じ思いをもつ仲間がいる場所」であることが重要であると考えています。 現状値は、令和2年度に、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて把握している件数です。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
59	第5章 4 <モニタリング指標 >	39	「子どもの居場所」の定義とここでの54か所の選択基準が不明である。	⑤	「子どもの居場所」とは、子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験・相談場所など、家でも学校でもなく子どもが気軽に集える場所であり、運営者の創意工夫により多彩な活動を行っている場所と捉えています。「子どもの居場所」運営者からは、気がかりな子どもや保護者の存在に気づくことがあるとの声が届いており、支援を必要とする子育て家庭などに気づきやすく、適切な支援につなげる役割の一端を担いつつあることから、指標の一つとしています。 「54か所」は認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえとの協力により、令和2年10月に確認できた子ども食堂の箇所数です。子ども食堂以外の活動を行う団体については、今後、実態把握に努めてまいります。
60	第5章 4 <モニタリング指標 >	39	「地域若者サポートステーションにおける相談件数」4,521件の根拠が不明である。 (参考)北勢地域若者サポートステーションのR2年度の相談件数3,191件(従って4サポステの合計はもっと多いはず)	①	中間案に記載した「地域若者サポートステーションにおける相談件数」は、一般相談の件数です。 最終案では、ステップアップ支援を含めた相談件数に修正します。
61	第5章 4 <モニタリング指標 >	39	「地域若者サポートステーションの相談件数」の数値の根拠は何か。サポステはひきこもっていた方の相談だけをしているのではない。就職氷河期世代=ひきこもりではない。相談に訪れる方は多様である。	①	中間案に記載した「地域若者サポートステーションにおける相談件数」は、一般相談の件数です。 最終案では、ステップアップ支援を含めた相談件数に修正します。